

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和4年4月7日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 横瀬・野添
佐賀市鬼丸町7-18 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和4年3月福島県沖地震災害義援金の受付開始について

令和4年3月16日の福島県沖地震により宮城県内及び福島県内では人的及び家屋への甚大な被害が発生し、2県の市町村に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に中央共同募金会及び被災県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 義援金名称

令和4年3月福島県沖地震災害義援金

2. 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年6月30日（木）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に設置される専用振込票を使用いただければ、手数料無料で送金いただくことができます。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金いたします。

なお、中央共同募金会受付の義援金は、被災状況に応じて按分の上、被災県共同募金会（宮城県・福島県）に送金されます。

5. 義援金の配分について

義援金は、被災地の共同募金会や日本赤十字社、行政等を通じて被災者世帯に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、中央共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 / TEL 0952-23-4996